

# 田上新町町会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務所の所在地)

第1条 この会は、田上新町町会と称し、事務所を田上新町会館（金沢市田上新町 371 番地）に置く。

(区域)

第2条 この会の区域は、別表1に定める区域とする。

## 第2章 目的

(目的)

第3条 この会は、区域内の住民相互の連絡、親睦、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

2 前項の目的の達成と会の運営を円滑にするため、執行組織として部会を置くものとし、町会員をもって組織された団体やグループと連携して活動できるものとする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) 集会所の管理運営に関すること。
- (6) その他、会の目的を達成するために必要なこと。

## 第3章 会員

(会員)

第5条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人または団体にあっても、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。但し、表決権は有しないものとする。

(会費)

第6条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3 この会の区域に入居した個人又は団体に対しては、この会は、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会の区域外に転出したとき。
- (2) 会員が死亡又は、失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員または賛助会員から退会の申し出があったとき。
- (4) 会費を1年以上滞納し、かつ催促に応じないとき。

#### 第4章 役員等

(役員及び職務)

第9条 この会に次の役員を置き、その職務は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名 この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代行する。また、第3条第2項に規定する各部会の長として部会を統括する。
- (3) 監事 2名 この会の業務及び会計を監査する。

2 この会に、顧問を会長の推薦により、総会で承認を得て置くことができる。

(役員を選出等)

第10条 各ブロックにより選出する役員は、当該ブロック会員の互選または推薦により選出し、総会において承認を得るものとする。

2 監事は、会長の推薦により選出し、総会で承認を得るものとし、他の役員をかねることはできない。

(役員任期)

第11条 この会の役員任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第10条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(班と班長)

第12条 この会には、その目的を円滑着実に推進するため、班制度を設け各班に1名の班長を置く。

2 班長は、原則として各班の入居順、又は班内全員の話し合いにより選出し、任期は1年とする。

#### 第5章 会議

(会議の種類)

第13条 この会の会議は、総会、班長会および役員会とする。

2 総会は、最高決議機関とし、定期総会と臨時総会とする。

3 班長会は、総会に次ぐ決議機関とする。

(会議の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 班長会は、役員(監事を除く)、班長をもって構成する。

- 3 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。
- 4 班長会および役員会の議事の内容に応じて、必要な場合は顧問及び連携団体関連組織の長（代表）又はその代理の者を招聘し、参考意見を求めることができる。

（会議の役割・機能）

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 会則の制定改廃に関すること。
  - (4) 役員を選任及び解任に関すること。
  - (5) その他、この会の運営に係る重要事項に関すること。
- 2 班長会は次の事項を議決する。
- (1) 総会の決議に付されていない事項で、急を要するもの。
  - (2) 予算執行上、予算案を大幅に超過する事項で、急を要するもの。
- 以上については、班長会で決議の上執行し、会長は次の総会にて報告し承認を求めなければならない。
- 3 役員会は次の事項を議決する。
- (1) 総会が議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

（定期総会）

第16条 定期総会は、毎年4月に開催する。

（臨時総会）

第17条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は、会員の2分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（班長会・役員会）

第18条 班長会は適宜、役員会は年4回程度、それぞれ必要に応じて開催するものとする。

（招集）

第19条 総会、役員会及び班長会は会長が招集する。

2 会長は、第17条の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会、役員会及び班長会を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。但し、役員会については、緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

（議長）

第20条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会及び班長会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第21条 総会においては会員の、役員会及び班長会においては、それぞれの構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第 22 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会、班長会の議事は、構成員のうち出席者の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(表決権)

第 23 条 会員は、総会において各々 1 票の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯につき 1 票とする。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(書面表決)

第 24 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の会員あるいは構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 21 条及び第 22 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 総会に出席した会員の数（書面表決者、表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、総会に出席した会員の中から選出された議長並びに 2 名以上の議事録署名人が署名しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 26 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 資産から生ずる収入

(4) その他の収入

(5) 別表第 2 に掲げる不動産

(6) 別に定める財産目録記載の動産

(資産の管理)

第 27 条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別表第 2 に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得てこれを処分し、

又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 28 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

2 この会の会計は、一般会計と特別会計にて運営する。

(1) 一般会計は、町会運営における通常の収支を司るものとする。

(2) 特別会計は、特定の目的に対し準備のための積立をするもので、別途「田上新町基金規定」を定めて運営する。さらに、必要に応じて新たな基金にての運用も可とする。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 この会の事業計画及び収支予算は、定期総会の議決により定める。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第 30 条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後の定期総会にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 31 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 7 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 32 条 この会則は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、金沢市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第 33 条 この会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号の規定により解散する。

2 この会が解散する場合は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに在する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

## 第 8 章 雑則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 34 条 この会は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。

- (1) 会則
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 総会議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳

- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第35条 役員会は、この会則を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定又は変更したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

### 附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成6年4月17日から施行する。

(旧会則の廃止)

2 田上新町町会会則は、廃止する。

(経過措置)

3 この会則の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

(改正)

- 4 平成12年4月17日改正
- 5 平成13年4月16日改正
- 6 平成16年4月11日改正
- 7 平成24年4月15日改正
- 8 平成30年4月8日改正
- 9 令和5年4月23日改正

別表1 (第2条関係)

[区域]

町の名称	字	地番
田上新町		全域
田上町	ヨ	3-13~3-19
	ナ	5-1、 <u>108-1</u>
	ア	23-1、23-2
	耕	104-3~ <u>128-2</u>

別表2 (第26条第5号関係)

[所有権を有する不動産]

建物

名称	延床面積	所在地
田上新町会館	164.48 m <sup>2</sup>	金沢市田上新町371番地

土地

地目	面積	所在地
宅地	207.83 m <sup>2</sup>	金沢市田上新町371番地